

事業者の皆様へ

平成 28 年 6 月 1 日の建築基準法の一部改正により 昇降機の定期報告対象が拡大されました。

建築物や昇降機等については、構造の老朽化などにより、大きな事故や災害が発生する恐れがあります。こうした事故等を未然に防ぎ建築物等の安全性や適法性を確保するために、建築基準法では専門の技術者（調査・検査資格者）により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁（栃木県内の特定行政庁は県及び 9 市）に報告することを求めています。

近年では、エレベーターや遊戯施設の事故が相次ぎ、いずれも定期検査が適切に行われていなかったため、人命につながる事故となった可能性が指摘されています。

このような事故等を踏まえ、平成 28 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の一部改正により、定期報告の対象となる建築物や昇降機などが全国一律に定められました。

この改正により、これまで定期報告の対象としていなかった「いす式階段昇降機」、「段差解消機」が新たに定期報告の対象となり、当該昇降機の所有者は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日の間に当該昇降機の状況について検査資格者による調査を行い、特定行政庁に報告しなければならないこととなりました。（以降、提出した日の属する月から一年毎に報告が必要となります。）

また、従来から報告対象となっていた昇降機等の所有者につきましては、引き続き報告が必要となりますので、毎年、定期報告書の提出をお願いいたします。

定期報告に関すること等、不明な点がある場合は、裏面に記載している県の担当部署又は特定行政庁 9 市までお問い合わせください。

○定期報告対象となる昇降機一覧表

定期報告対象の昇降機の種類	報告時期
エレベーター (いす式階段昇降機・段差解消機が新たに報告対象に追加) ※労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く。	検査済証交付月 (検査済証交付直後の初回報告は免除となる。)
エスカレーター	
小荷物専用昇降機	次回以降毎年 検査済証交付月
遊戯施設等(観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む。)	

○県が管轄する市町については、以下の窓口にお問い合わせください。

管内市町	担当名	所在地	電話番号
矢板市、那須烏山市、さくら市、 上三川町、塩谷町、高根沢町、 那須町、那珂川町	栃木県県土整備部建築指導課 審査指導第一担当	宇都宮市戸祭元町 1-25	028-623-2868
真岡市、下野市、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町、 壬生町、野木町	栃木県県土整備部建築指導課 審査指導第二担当		028-623-2873

○特定行政庁9市については、下記にお問い合わせください。

市町	担当課	所在地	電話番号
宇都宮市	都市整備部建築指導課	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2573
足利市	都市建設部建築・住宅政策課	足利市本城 3-2145	0284-20-2170
栃木市	都市建設部建築指導課	栃木市万町 9-25	0282-21-2441
佐野市	都市建設部建築指導課	佐野市高砂町 1	0283-20-3104
鹿沼市	都市建設部建築指導課	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2242
日光市	建設部建築住宅課	日光市今市本町 1	0288-21-5197
小山市	都市整備部建築指導課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9233
大田原市	建設部建築住宅課	大田原市本町 1-4-1	0287-23-1178
那須塩原市	建設部建築指導課	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7169

○パンフレットに関するお問い合わせはこちら

栃木県県土整備部建築指導課 防災耐震担当 TEL:028-623-2866